

【課外活動再開にあたり学生が遵守すべき事項】

(文教大学課外活動再開ガイドライン)

新型コロナウイルス感染拡大により、本学学生の諸活動については3月以降中止としていましたが、大学の諸活動の再開が徐々に進みつつある状況に鑑み、課外活動についても段階的に再開してまいります。

本学の課外活動は本ガイドラインに基づき、再開初期の段階では活動できる団体数、人数及び使用可能な施設を制限し、感染防止対策が取れていると認めた団体から活動の再開を認めることから始め、新型コロナウイルス感染拡大状況等に鑑み、活動再開を認める範囲を段階的に広げていくこととします。

本ガイドラインは、本学の「2020年度秋学期新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学生の行動指針」の他、「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」(文部科学省)、「UNIVAS大学スポーツ活動再開ガイドライン」(一般社団法人大学スポーツ協会)等を参考に、学生の新型コロナウイルス感染を最大限防ぎながら本学の課外活動を再開することを目的として、課外活動再開にあたり新型コロナウイルス感染予防及び対策について、学生の皆さんに遵守してもらいたい事項を記載したものです。

活動再開を希望する各課外活動団体は、必ず本ガイドラインの内容を団体内(部員、顧問教員、指導者)で共有、遵守してください。万一、遵守できていないと顧問教員又は担当事務局が判断した場合には、直ちにその団体の活動を停止させること、また、団体の不作為により活動の安全が確保できていないと担当事務局が判断した場合には、関連規定等に基づき団体に対して処分を行うことがありますので、十分に留意してください。

また、実際の活動以外に、課外活動団体による飲み会やコンパ等、下記に挙げるような感染拡大リスクの高い行動についても当面の間禁止とします。団体または部員による当該行為があった場合には、学内規程に則り「施設利用の使用取り消し」、「クラブに対する活動停止、廃部」、違反内容によっては「個人の戒告や停学処分等」の処分が科される場合もありますので、慎重な行動を心がけてください。

「複数人が集合して飲食店やカラオケボックス等での会食および飲酒」

「個人宅での会食(ホームパーティ等)および飲酒」

「クラブによる感染拡大地域への移動」等

課外活動に伴う上記のような行動を見かけた場合の連絡や、感染防止対策等に関する相談等がある場合は、学生課または教育支援課へ申し出てください。

(※2021/3/30 第2版)

<新型コロナウイルス(COVID-19)感染予防の基礎知識及び学生の行動指針>

感染症対策のポイントとして①感染源を断つこと、②感染経路を断つこと、③抵抗力を高めることの3つが重要です。新型コロナウイルス感染症の基礎知識として以下の「感染経路」があることを理解のうえ、感染防止のための行動指針を遵守してください。

【主な感染経路】(基礎知識)**(1) 飛沫感染(咳・くしゃみ、おしゃべりによる感染)**

- ・感染者の咳やくしゃみによりウイルスが排出され、他人がそれを口や鼻から吸入することで感染が生じる。特に新型コロナウイルス感染症では、濃厚接触状態(手が届く範囲)における「おしゃべり」や、換気が悪い閉鎖空間でも感染が広がる可能性が指摘されている。

(2) 接触感染(手で触れることによる感染)

- ・感染者のウイルスが付着した物(ドアノブ、器具、携帯電話等)に手で触れた他人が、口や鼻、目を触ることで粘膜から感染が生じる。排出され付着したウイルスは、条件次第では環境中で数日にわたって生き続けることがある。

⇒【感染防止のための学生の行動指針】**(1) 飛沫感染防止対策をすること**

- ①マスクを必ず着用すること(咳エチケット)
- ②密接した状態での会話や発声は避けること
- ③食事時の会話は控えること

(2) 清潔な環境を作り出すこと

- ①手指を常に清潔に保つこと(手洗い・アルコール消毒の徹底、口・鼻・目に不用意に触れない)
- ②鞆や上着を不用意に置かないこと
- ③使用する物を消毒すること

(3) 「3密(密閉・密集・密接)」回避の対策をすること

- ①ソーシャルディスタンスを確保すること
- ②密閉空間にしないこと
- ③不要不急の集団活動や懇親会(飲み会、コンパ等)に参加しないこと

(4) その他

- ①規則正しい生活とバランスの取れた食事(自然免疫)

<活動前>

【活動再開計画書の作成・提出】

◎顧問教員の承認を得た計画書を事前に学生課へ提出すること（提出方法は学生課 HP 参照）

（提出された計画内容を判断し、許可を得た団体のみ活動可）

◎以下の内容を団体内で検討、作成し、顧問教員の承認を必ず得ること

（提出された計画書の内容について、顧問教員の承認を得ているのか学生課で確認します）

①遵守事項の誓約

②団体内の感染防止対策

- ・感染防止対策・部内体制の明確化
 - ・「感染防止対策責任者（注1）」を設置すること
 - ・「感染防止対策実行担当者」を設置すること（上記「感染防止対策責任者」との兼務も可）
- 注1)「感染防止対策責任者」は、団体内における以下の事項を担うものとする。
- ・感染予防に必要な基本的な知識の習得、具体的な対策の学習の企画、実行
 - ・団体内の実施体制、連絡体制（大学・顧問教員・指導者等）の構築、実行
- ・活動に参加する部員全員の健康観察を実施すること
 - ・活動に参加する部員全員の行動記録を取る（各自）
 - ・具体的な感染防止策を明記すること
 - ・部員の行動、活動前後の準備、片付けにおけることを網羅すること

③部員の健康観察実施、体調管理方法の確立

【検温】

- ・検温等、部員の体調を継続的に把握し、体調の悪化や不良がある部員は活動に参加させない等の管理、指導を徹底すること。

【記録、把握】

- ・「健康観察記録表」（別紙）を用いて、毎日行い、記録を残すこと

【判断】

- ・以下の事項に該当する場合は、自主的に活動を見合わせ、自宅待機とすること
 - ・体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

④団体内の連絡体制

- ・顧問、指導者、部員間の連絡体制を明記すること

⑤具体的な活動内容（場所、器具、人数、内容、時間等）を明記すること

- ・団体が所属する連盟、活動に関係する学会や業界団体等が示すガイドライン等を参照のうえ、活動（練習）内容を検討すること

⑥部員の参加意思確認

- ・活動参加が強制的なものにならない等、部員個々の事情を尊重し、配慮されていること
- ・活動に参加する部員（全員）の保護者の同意を得ること（「課外活動 保証人同意確認書」（別紙）を提出すること）

【新型コロナウイルス感染防止についての団体内での学習】

「感染防止対策責任者」を中心に、以下の内容を団体内で共有し、定期的に学習すること

①感染防止対策

- ・説明会時に大学から提示した資料に基づき、3密回避、身体的距離の確保、マスク着用（咳エチケット）、手指衛生等の基本的な知識の習得及び感染症対策の重要性を部員全員が理解すること

②学生の取りくむべき姿勢の理解

- ・学外での行動においても社会の一員として振る舞う責任があることを十分に自覚すること

③事前ミーティング開催の義務化

- ・上記①②を団体内で共有化するために、活動再開前に必ず部員全員参加の事前ミーティングを開催すること

【普段の生活で実践する感染防止対策（個人）】

- ・大学の「感染防止のための学生の行動指針」を遵守すること

【活動時に持参する物（個人）】

- ・移動、活動準備、更衣、ミーティング時等はマスクを必ず着用すること
- ・タオルは各自持参し、共用はしないこと（※その他の用具等についても可能な限り各自の物を用意することが望ましい。やむを得ず共有する場合は、使用後に手洗いや手指消毒を徹底すること）
- ・飲料（スポーツドリンク等）は各自持参し、回し飲みはしないこと

【移動時の感染防止対策（個人）】

- ・移動（自宅ー大学）時の経路において、集団での移動、大声で話す、歩きながらの飲食等、自身や周囲の人への感染リスクを高める行動はしないこと。
- ・学外指導者の入構は大学の定める内容に従うこと
- ・授業の無い日の活動については、可能な範囲で、そのまま（または上着の着脱のみで）活動できる服装で登校すること

【活動許可願の提出（団体）】

- ・学生課または教育支援課 HP にて定められた期日活動の7日前までに、活動日時・場所・活動内容の詳細を所定フォームで申請すること
- ・活動当日に「参加者名簿」（実際に参加する学生氏名、検温結果等）を担当事務局へ提出すること
- ・検温等、部員の体調を継続的に把握し、体調の悪化や不良がある部員は活動に参加させない等の管理、指導を徹底すること。
- ・「健康管理表」は必要に応じて提示できるように、活動参加者自身が各自携行すること

【学外での実習等に参加する学生の取り扱い（個人）】

- ・教育実習、介護等体験等の学外で行われる各種実習（以下、実習等）に参加する学生は、実習等の実施2週間前から、課外活動の参加及び大学構内への立ち入りを避けること。

【活動開始前の検温】

- ・「感染防止対策実行対応者」を中心に、以下の手順で実施すること
 - ①当日の活動に参加する部員全員の検温実施。
 - ②検温結果を「参加者名簿」に記入（チェック）する。その際、検温結果が37.5度以上の者、または体調不良者がいる場合は、活動の参加は認めず、速やかに帰宅させる。
 - ③検温結果を記入した「参加者名簿」を提出する。
 注1) 「参加者名簿」の提出方法等、当日の手順詳細は、各校舎の定める指示に従うこと

【更衣室利用上の留意事項】

- ・更衣室利用に際しては、以下の事項を遵守すること
 - 一度に入室する利用者定員を超えないこと
 - 更衣室内では会話は控え、速やかに利用すること
 - 人と人の距離をできるだけ1～2m程度保つこと
 - シャワー室の利用は禁止
 - 使用したロッカー等、触れた箇所は必ず消毒すること
 - 着替える時を除き、換気のため更衣室の窓は開けたままとすること
 注1) 更衣室の入室定員、消毒手順等は、各校舎の定める指示に従うこと

【部室利用上の留意事項】

- ・活動時及び活動再開計画策定の準備等において、以下の範囲で部室の利用を認める。
 - 目的（立入を認める行動）：備品等の搬入出（10～15分程度）
 - 室内に立入可能な人数：1～2名
 - 部室に立ち入りをした学生は、必ず「行動記録表」に記入すること
 注1) 上記以外の目的による立ち入りは不可とする
 注2) 部室の鍵の貸借手順等は、各校舎の定める指示に従うこと

【部員以外の活動参加についての取扱い】

- ・文教大学の学生以外が学内施設を利用して活動を行う場合、学外指導者の入構手順に従うこと。
- ・文教大学の学生以外（学外指導者を除く）が学内施設を利用して活動を行う場合、活動許可願とともに「学外者入構願」（別紙）を提出すること。
- ・文教大学の学生で、入部希望者（入部していない学生）については、保証人同意確認書（別紙）を取ったうえで活動への参加を許可する。

<活動中>

①3密回避

- ・3つの密（密閉・密集・密接）を避けて活動すること

②施設利用の際は、定員を遵守して利用するとともに、利用者同士の接触を避け、施設利用中はお互いの距離（2mを目安）を確保すること

- ・鞆や上着等の荷物を床や机の上に置かないこと
- ・越谷校舎学内体育館で活動する際は、学生課で消毒セットと「袋」を受け取り、自身の荷物を「袋」に入れて、活動中は活動施設の空きスペースへ1m程度の間隔で荷物を置くこと
- ・越谷校舎学内体育館で活動する際の「袋」は1人1枚使用し、使用後（活動終了後）は館内のゴミ箱へ廃棄すること

③手指消毒の徹底

- ・普段よりも頻回にこまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- ・共用物（複数人が触る物）に触れた後は、顔には触らず、手洗い、アルコール等による手指消毒を徹底すること

④屋内施設の換気

- ・屋内施設の利用中は定期的に換気をすること
- ・教室は可能な限り、窓やドアを開けて常時換気すること。困難な場合は、30分に1回程度、数分間全開することで空気を入れ換えること

⑤マスク着用

- ・活動中は可能な限りマスクを着用すること
- ・ただし、スポーツ活動中のマスク着用は、人との距離が十分に確保されている場合においては、本人の判断により未着用でも可とする

⑥接触回避の徹底

- ・ミーティング等も含め密接した状態での会話や発声は避け、話をする場合はマスク着用の上、身体的距離（前後2m）の確保を徹底すること
- ・接触プレーのある運動競技については、可能な限り、接触機会を減らすような工夫を行うこと
- ・接触の無い活動（演奏、合唱等含む）では、身体的距離（前後2m）の確保を徹底すること
- ・強度の高いスポーツ活動では、より一層の身体的距離の確保を徹底すること
- ・歩く、走る練習では、前の人の呼気の影響を受けるため前後一直線に並ぶことを避けること
- ・活動（施設利用）中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- ・紙類（プリント、楽譜、教則本当）の共用は避けること
- ・タオルは各自持参し、共用はしないこと（※その他の用具も可能な限り共用しない）
- ・飲料（スポーツドリンク等）は各自持参し、回し飲みはしないこと
- ・活動に必要な場所（活動する施設、トイレ等）以外には立ち寄らないこと。

⑦活動内容の記録

- ・「活動許可願」の内容に沿った活動を行ったことを「活動報告書」に記録すること。
- ・顧問教員の立会いが無い場合は、感染防止対策を行っているポイントを撮影（静止画でも可）し、活動状況を録画（ビデオカメラ、スマホ等）し、担当事務局、顧問教員へ提示すること。

<活動後>

①手指消毒の徹底

- ・こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること

②施設使用終了後の清掃、消毒の徹底及び確認（学外での活動の場合は、主催者又は施設管理者の指示に従うこと）

- ・活動中に使用、接触した施設、設備（机、椅子、ドアノブ、床等）をアルコールシート等で入念に清掃、消毒すること
- ・活動中に使用、接触した器具（大学備品、私物等 接触した物は全て）をアルコールシート等入念に清掃、消毒すること
- ・清掃、消毒終了後、「感染防止対策実行担当者」は「清掃・消毒チェックリスト」（別紙）に記入すること

③更衣室利用上の留意事項（P5 参照）（学外での活動の場合は、主催者又は施設管理者の指示に従うこと）

④シャワーの利用禁止（学外での活動の場合は、主催者又は施設管理者の指示に従うこと）

- ・当面の間、シャワー室は利用禁止

⑤ゴミ処理（学外での活動の場合は、主催者又は施設管理者の指示に従うこと）

- ・活動中に出了ゴミは、配付されたゴミ袋にまとめ、必ず全て備え付けのゴミ箱へ捨てること
- ・活動場所にゴミを絶対に放置しないこと（使用した施設内にゴミが放置されていた場合には、活動再開許可を取り消し、次回以降の活動を認めない）

⑥屋内施設の換気（学外での活動の場合は、主催者又は施設管理者の指示に従うこと）

- ・屋内施設の使用後は一定時間以上換気をすること

⑦活動終了報告

- ・~~退校時に、活動参加者は「行動記録表」（別紙）を提出すること（学外での活動の場合は不要）~~
- ・退校時に、「感染防止対策実行担当者」は「清掃・消毒チェックリスト」（別紙）を提出すること（同上）
- ・「感染防止対策実行担当者」は、活動終了翌日～3日以内に担当事務局へ「活動報告書」（別紙）を提出すること
- ・顧問教員の立会いが無い場合は、録画した活動状況を活動終了翌日～3日以内に担当事務局、顧問教員へ提示すること
- ・活動終了報告後は、全員速やかに退校すること

⑧移動（帰宅）

- ・帰宅（大学→自宅）時の経路においてマスクは必ず着用の上、集団での移動、大声で話す、歩きながらの飲食等、自身や周囲の人への感染リスクを高める行動はしないこと
- ・懇親会（飲み会、コンパ等）、食事会等の感染リスクを高める行為の実施及び参加をしないこと

＜感染者や感染が疑われる者が発生した場合＞

①部員から以下のいずれかに該当する者が出た場合には、速やかに以下のとおり対応すること。

- ・感染が明らかとなった者
- ・発熱、体調不良等、感染が疑われる者
- ・濃厚接触者と特定された者
- ・PCR検査の対象となった者

◎＜当該の部員本人＞は以下の内容を速やかに＜大学＞へ連絡すること。

＜大学＞への連絡は以下の連絡フォームを利用すること。

<https://www.koshigaya.bunkyo.ac.jp/koshigak/news/2338>

~~併せて、＜当該の部員本人＞は＜感染防止対策責任者＞及び＜顧問教員＞へ連絡すること。~~

【連絡内容】

- 学籍番号
- 学生氏名
- 事由（症状）：「37.5度以上の発熱」「呼吸器症状がある」「倦怠感がある」「PCR検査結果が陽性」
「コロナ罹患者と濃厚接触があった」「濃厚接触者と特定された」「PCR検査の対象となった」
「その他」
- 事由の発症・発生日時（20XX年●月●日 ●時頃）
- 連絡時点の症状
- 発症・発生前後での他者との接触状況、大学構内入構履歴
無
有（20XX年●月●日 ●時頃 誰と接触したか、構内の立ち寄った場所）

②上記の連絡を受けた場合に大学は、速やかに以下の対応を取る。

- 当該団体の感染防止対策責任者及び顧問教員へ、団体内で感染者が発生した旨を連絡する。**
- 当該校舎における全ての課外活動予定を速やかに停止する。
※学外でのみ活動した団体で感染が発生した場合、当該団体の構成員（感染者以外も含む）が当該団体外の学生と一切接触が無い場合は、当該団体のみ活動を停止する。
- 当該部員の行動履歴を確認のうえ、部内の濃厚接触者の有無、利用施設等を把握し、対策支部へ報告する。
- 対策支部の指示、連携のもとで必要な措置（感染者、濃厚接触者への指示・連絡、使用施設の消毒等）を取る。

③当該の部員本人の他、部内の濃厚接触が疑われる学生に対して、状況に応じて対策支部の指示により以下の措置を取ることがある。

- ・一定期間の構内への立ち入り禁止及び自宅待機
- ・家族以外との接触は極力避ける